

### 第 4 期中期目標期間における国立大学法人評価委員会が行う 業務実績評価実施方法の手引（案）の概要

- 「国立大学法人の第 4 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」及び「大学共同利用機関法人の第 4 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」に基づいて評価委員会が行う業務実績評価の具体的な実施方法（実施体制・評価のプロセス・検証及び評定の実施方法）を定める。

※業務運営・財務内容等の状況の評価が対象

- 評価指標の達成状況に重点を置いた評価の具体的な実施方法を明記。

#### ＜評価指標の達成状況＞（3 段階）

- ✓ 「評価指標の段階判定の区分表」により検証。

| 達成状況                | 判断基準（目安） ※6 年目終了時評価                                                                          |                              |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
|                     | 定量的な評価指標                                                                                     | 定性的な評価指標                     |
| 達成水準を大きく上回っている（iii） | ・客観的に実績値が達成水準（目標値）を大きく上回っている場合（大きく上回る水準は 130%以上を目安としつつ基準値及び目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する） | ・達成水準を満たしている上で、評価委員会が特に認める場合 |
| 達成水準を満たしている（ii）     | ・客観的に達成水準（目標値）を満たしている場合                                                                      | ・実績・成果により、達成水準を満たしている場合      |
| 達成水準を満たしていない（i）     | ・客観的に達成水準（目標値）を満たしていない場合                                                                     | ・実績・成果に鑑みて、達成水準を満たしていない場合    |

#### ＜中期計画の評定＞（5 段階）

- ✓ 実施要領の判断基準を目安としつつ、中期計画に置かれた各評価指標の達成状況を点数化し、その点数の平均値を参考にして段階判定。
- ✓ 優れた実績・成果が認められる取組の有無等を勘案。
- ✓ 意欲的な評価指標については点数化の際に高く評価。

#### ＜中期目標の評定＞（6 段階）

- ✓ 実施要領の判断基準を目安にしつつ、中期目標に置かれた各中期計画の評定や「優れた点」「改善すべき点」の指摘状況等を勘案。
- ✓ 評定に影響がある改善事項を付した場合は、最上位の評定は付さず、重大な改善事項があった場合は、「重大な改善事項がある」を付す。

- 「優れた点」「改善すべき点」として指摘する事項、財務諸表及び決算報告書の分析に用いる指標、事件・事故等について確認の対象とする主な事案について明記。